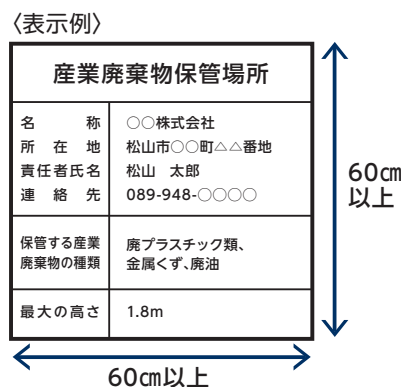


処理の流れ

②適正な廃棄物の保管

産業廃棄物は、生活環境の保全上支障のないように適正に保管しなければなりません。主な保管基準は以下のとおりです。

- ①人がみだりに立ち入ることができないように保管場所の**周囲に囲い**を設けること
- ②廃棄物の**飛散流出、地下浸透を防止**し、悪臭が散逸しないように保管容器に入れてシートをかけるなどの適切な管理をすること
- ③ネズミ、ハエ、蚊、その他の**害虫などが発生しない**ようにすること
- ④表示例のような**表示**を見やすい場所に設けること(縦横60cm以上)



③業者への委託契約

廃棄物の処理(収集運搬・処分)委託のルールは、法律で定められています。

処理を委託する場合は、許可を受けた業者へ委託しなければなりません。適正に処理を委託しても、委託業者が不適正な処理を行った場合には、排出事業者が責任を追及されることがあります。

なお、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬・処分は、それぞれ別々の許可になります。排出する廃棄物の種類に応じて、それぞれの許可業者に委託してください。

委託業者の選び方

会社の事務所で使っていたクリアファイルを捨てたいです。事務所まで取りに来てもらいたいのですが、どうしたらいいですか？

ごみ分別辞典(P.14～)を見るとクリアファイルは産業廃棄物の**廃プラスチック類**にあたるので、産業廃棄物の**廃プラスチック類**の許可を持っている業者に委託します。例えば、以下のような業者の中から委託できる業者を探してみましょう。

許可の種類		業者A	業者B	業者C	業者D
産業廃棄物	収集運搬	○許可あり (廃プラスチック類 のみ)	○許可あり (廃プラスチック類 金属くず)	○許可あり (金属くず のみ)	×許可なし
	処分	○許可あり (廃プラスチック類 のみ)	×許可なし	○許可あり (金属くず のみ)	×許可なし

まず、事務所から廃棄物を運ぶ収集運搬業者を選びます。表を見ると業者Aと業者Bの2者が**廃プラスチック類**の「収集運搬」の許可を持っていることが分かります。業者Cは**金属くず**の収集運搬許可はありますが、**廃プラスチック類**の収集運搬許可はないので運べません。

続いて廃棄物の処分業者を選びます。表を見ると業者Aのみ**廃プラスチック類**の「処分」の許可を持っていることが分かります。業者Cは**金属くず**の処分許可はありますが、**廃プラスチック類**の処分許可がないので処分できません。

よって、委託できるかどうかについては以下の表のようになります。

委託内容	業者A	業者B	業者C	業者D
産業廃棄物 廃プラスチック類の 収集運搬委託	○委託できる	○委託できる	×委託できない 廃プラスチック類の 収集運搬許可がないため	×委託できない 無許可業者のため
産業廃棄物 廃プラスチック類の 処分委託	○委託できる	×委託できない 処分許可がないため	×委託できない 廃プラスチック類の 処分許可がないため	×委託できない 無許可業者のため

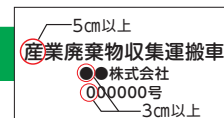
業者Dのような無許可業者の中には不法投棄などの不適正な処理をする業者もいるため、絶対に利用しないでください。ごみを出した人にも責任が及ぶ場合があります。

なるほど！きちんと許可のある業者への委託をしなければなりませんね。今回は、収集運搬は業者Aか業者Bに、処分は業者Aに委託します！



許可業者を見分けるためには？

- 許可業者は、許可証を持っています。許可証(許可期限・許可品目)を確認するようにしましょう。
- 産業廃棄物の許可業者は**車両の両側面に許可業者名・許可番号**が表示されています。
- 一般廃棄物の許可業者は、**車両の両側面に許可業者名(屋号を含む)**が表示されています。また、車両の右ドアに「**清掃許可業者(松山市)**」のシールを必ず貼っています。



Ⅰ契約書

産業廃棄物の処理を委託する場合には、契約書が必要です。

- 委託契約は必ず書面で行う。
- 収集運搬業者・処分業者それぞれと、個別契約を締結する。
- 契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- 契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。

松山市HPで検索
[<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>]

産業廃棄物処理の委託契約 検索



④廃棄物の運搬

Ⅰ自ら運搬

事業者自ら産業廃棄物を処理する場合は、許可業者と同様に産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

例えば、産業廃棄物を運搬する場合は、以下のように運搬する車両の表示および書面の備え付け(携帯)が必要です。

車両の表示

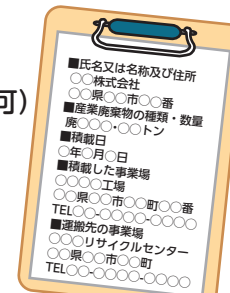
- 表示項目
- ①産業廃棄物の収集運搬車である旨の表示
 - ②排出事業者名



- 注意点
- ・鮮明であること
 - ・両側面に表示すること
 - ・識別しやすい色の文字であること

書面の備え付け(携帯)

法定記載事項を記載した書面
(マニフェストでも可)



※産業廃棄物を運搬する場合であっても、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。
※市ごみ処理施設は一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物を搬入することはできません。

Ⅰ許可業者へ引渡し

産業廃棄物の処理(収集運搬・処分)を委託する場合は、マニフェストを交付しなければなりません。

P.10
参照

注意! 建設工事に伴って排出される廃棄物の収集運搬に関して

環境省HPで検索
[<https://www.env.go.jp/>]

建設廃棄物 検索



建設工事に伴って生じた廃棄物の処理(収集運搬及び処分)については、その建設工事の元請業者が排出事業者としての責任を負います。そのため、下請業者が廃棄物を処理するためには、廃棄物処理業の許可が必要です。

また、建物の所有者や入居者が残した家具等は、所有者等の責任で処理しなければなりません。残された家具等は、解体工事に伴って排出される廃棄物ではないため、元請業者の廃棄物として処理することはできません。